

議案第 5 6 号

宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を
改正する条例を制定するについて

宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を
改正する条例

(宇治市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 宇治市水道事業給水条例（昭和 3 7 年宇治市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文及び前項」に、「、指定給水装置工事事業者」を「、指定給水装置工事事業者及び他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させることができる。

第 1 3 条第 2 項及び第 3 7 条の 2 第 2 項本文中「、指定給水装置工事事業者」を「、指定給水装置工事事業者等」に改める。

(宇治市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 宇治市公共下水道条例（昭和 5 9 年宇治市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）が指定をした者に排水設備の新設等の設計及び工事を行わせることができる。

第 8 条第 1 項中「排水設備指定工事事業者」を「排水設備指定工事事業者及び前条第 1 項ただし書の規定により排水設備の新設等の設計及び工事を行わせる必要があると認められた者」に改める。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「、第 7 条第 1 項」を「
、第 7 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合において、給水装置及び排水設備の復旧に
対応する業者を確保するため、所要の改正を行うものであります。